

# 9. 金融分野

# (1) 金融分野に係るTPP協定の概要(他国の約束)

- 各国の自由化義務の留保事項について、交渉の結果、更なる緩和を実現。
- 新たなルールにより金融機関の海外進出の円滑化や保護を充実。

## 1 各国の自由化義務の留保事項に係る緩和

### (1) マレーシア

外国銀行現地法人の支店数及び店舗外ATM設置数の制限

- ➡ 現状、上限8支店かつ新規店舗外ATM設置は不可のところ、TPP協定締約国にのみ上限16支店、新規店舗外ATM設置を許可。

### (2) ベトナム

地場銀行への外資出資規制

- ➡ 一定の海外投資家による地場銀行への出資比率の上限を15→20%に緩和。  
地場銀行への外資合計出資比率制限(合計上限30%)に例外を認め得る旨明記。

## 2 TPP協定金融サービス章における新たなルール(主なもの)

金融サービス章において規定される新たなルールのうち主要なものは、以下のとおり。  
括弧内は、日本との関係でこれまで同様の規定を有していなかった国。


- 連邦制国家の州政府により、協定の規律に適合しないが留保として維持される措置に関して、情報提供の要請・対応策の協議メカニズムを設置の導入

(米国、カナダ、オーストラリア)

- ➡ TPP協定締約国12か国の間で、従来のWTO協定や経済連携協定による自由化を更に前進。  
これにより金融機関の海外展開の円滑化や保護規律の充実。

## (2) 金融分野に係るTPP協定の概要(日本の約束)

### 1 日本の自由化義務の留保事項(協定上の義務を特例として適用除外)

 金融分野については、過去の経済連携協定で留保した(約束しなかった)自由化義務について、TPP協定でも引き続き留保しており、新たな国際約束の義務は生じない。

### 2 TPP協定金融サービス章における主たる規律(他のTPP協定締約国にも適用。)

- (1) 保険商品の承認等の保険サービス提供手続の迅速化 ※義務規定ではない
- (2) 投資信託等に限り、投資助言、資産運用等の国境を越えた提供を容認
- (3) 郵便保険事業者に対する民間よりも有利な条件付与の禁止
- (4) 新たな規制の策定に際して利害関係者からの意見を聞くなど透明性の考慮  
※義務規定ではない

### (3) 今後の方針(金融分野)

- 金融分野としても、「総合的なTPP関連政策大綱」等に基づき、金融機関の海外進出や、金融機関による企業の海外展開支援を促進するとともに、経済状況変化の活用のための金融仲介機能発揮支援・促進を進めていく。

#### 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

##### 【Ⅱ 1 (2)】

##### ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○ 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場 開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際 標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

##### ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○ 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。